

第3回

学校教育審議会専門部会 (学校教育ビジョン見直し) 会議録

交野市教育委員会

1. 開 会 令和元年 11 月 18 日（月）午後 4 時
2. 閉 会 令和元年 11 月 18 日（月）午後 5 時
3. 出席委員 巽 憲次郎部会長、高嵯 育委員、大隅 昌之委員、駒路 和美委員、藤丸 一郎委員、九門 りり子委員
4. 事務局 大湾 喜久男教育次長兼教育総務室長兼学校教育部長・和久田 寿樹学校規模適正化室長・内山 美智子学校教育部付部長・竹田 和之生涯学習推進部長・竹田 知宏学校教育部次長・本多 章博生涯学習推進部次長・佐竹 利和教育総務室長代理・木村 浩之学校管理課長・寺本 憲昭学校給食センター長・福田 美樹社会教育課長・真鍋 成史社会教育課長・川村 光子図書館課長・岡本 太一青少年育成課長代理
5. 案件事項 1. 交野市学校教育ビジョンの部会取りまとめについて
2. その他
6. 議事内容
- 部会長 みなさま、こんにちは。定刻となりましたので、ただ今から、学校教育ビジョンの見直しを審議する第3回の専門部会を開催いたします。
- 次第に従いまして、議事を進行させていただきますので、よろしくをお願いします。
- まず、本日のこの会議ですが、交野市会議の公開に関する指針に基づき、公開にしたいと思っておりますが、ご異議ございませんでしょうか。
- 委員 異議なし
- 部会長 異議ないようですので、公開にしたいと思っております。

事務局、傍聴希望者はおられますでしょうか。

事務局 2名おられます。

部会長 本日、傍聴希望者が2名とのことなので、事務局、準備をお願いいたします。

さて、本日の案件は、「交野市学校教育ビジョンの部会取りまとめについて」ということです。

本日で3回目の部会となりますので、そろそろ取りまとめにかかることになろうかと考えています。

本日の審議の進め方にも関連しますので、とりまとめに向けての進め方等について事務局から報告をお願いいたします。

事務局 はい。本部会において、学校教育ビジョンの見直し内容を取りまとめいただいた後に、審議会本会議にその内容をご報告いただき、パブリックコメントに付するための素案を決定いただくものと考えております。

そのための審議会本会議を1月上旬ごろに開催いただければと考えております。

本部会としての取りまとめは、本日で大筋、整うかと思っておりますが、一部お示できていない部分や、本日のご意見も反映しまして、1月の本審議会開催前に、早めにご参集いただきまして、取りまとめ案を確認いただくための、最後の部会を開催させていただければと考えております。

部会長 スケジュールはお聞きの通りです。

専門部会は、あと1回あるのですが、本日の審議内容を反映したものを審議会に報告することになるので、委員のみなさまには、本日もご審議をお願いいたします。

では、事務局、案件(1)「交野市学校教育ビジョンの部会取りまとめについて」の説明をお願いいたします。

事務局

本日の説明は、「交野市学校教育ビジョン」との冊子に従いさせていただきます。参考として、既に、お配りしている従来の学校教育ビジョンをご覧いただければと思います。

本日の資料の1ページ、「はじめに」という部分です。ここは全く空欄になっております。こちらは、教育委員会の方でパブリックコメント後に記載したいと考えております。

3ページ、年齢階層別の人口です。前回の冊子は、平成25年度のデータをもとに表を作成していますが、5年経ちまして、現在の国立社会保障・人口問題研究所の人口推計に基づいて作成しなおしております。表のつくりは前回と同じでございます。

続きまして、4ページです。③求められる学力 では、「このような学力を子どもたちは身につけなければなりません」というような表現をしておりますが、今回は、「学んだことや自分の考えを発信する力が重要になります。」としましたが、大きく方向性を変えたものではございません。

5ページの(1)豊かな心を育む教育の推進、6ページの(2)「確かな学力」の育成をめざす教育の推進、こちらは後ほど改めて第3章とあわせて、説明させていただきたいと思います。

次の7ページ、(3)学校・家庭・地域の連携 でございますが、下の部分の破線の中、「コミュニティ・スクールの導入に向けた検討を進め」という部分、こちらも時点修正を行い、新たな計画の策定に向けた記載としております。

8ページです。②通学路の安全 です。網掛けの部分「平成30年度は」となっております。従来のビジョンが平成24年度の内容になっておりますので、平成30年度の内容に置き換えています。

その下、③学校保健 の破線の中ですが、「多くの学校では学校保健委員会にPTA、保護者等の参加がなされていない現状があり、地域連携が十分とは言えない状況を課題と考えています。今後はPTA、保護者等の参加を働きかけ、地域連携を深め、更なる学校保健の向上に努めます。」として、課題をより掘り下げたものにし

ております。

9 ページです。④魅力ある学校給食 ここは、従来の学校教育ビジョンでは、平成 28 年度に今稼働している新学校給食センターを建設する視点で書いておりましたが、今回は、給食センターが稼働しているという視点で記載しております。

⑤望ましい食習慣、食育 というところですが、本文の 2 行目、「また、食を通じて各地域の優れた伝統的な食文化について」という表現を置いたり、破線の中ですが、「和食を通じてバランスの良い食事を家庭に啓発し、」ということで、「伝統的な」や「和食を通じて」などの新しい言葉を加えた表現としております。

10 ページ、3.計画の期間 ですが、中ほどの「後期5年間の基本計画（工程表）の見直し（策定）にあたっては、国や大阪府の施策や動向、交野市市長戦略、交野市教育大綱などにおける新たな施策や視点とも整合が図れるよう見直しを行いました。」として、整合を図って、計画の見直しを行ったことを記載しております。

11 ページの下の部分ですが、基本理念のところですが、従来のビジョンでは、「小・中学校の連携」という表現でとどまっておりますが、今回は「小中一貫教育」を実施することが決まっておりますので、「小・中学校の連携」から「小中一貫教育」というように言葉を置き換えております。

12 ページです。基本目標の下の部分、ここについても、学校運営協議会制度の導入などの新しい言葉を置いて、時点修正をしております。

13 ページです。①特色ある教育活動 についても、令和 2 年度から市内 4 つすべての中学校区において小中一貫教育を実施します。」ということをごここに記載しています。

その下にも、「今後はコミュニティ・スクールの導入に向けた取り組みを進め、より地域に開かれた学校づくりを推進します。」というふうに、ここでも時点修正をしております。

さらに、その 3 行ほど下の「併せて、」からは ICT という言葉を入れるなどし、ここも時点修正をしております。

②安心・安全な学校 ということでは、「平成 31 年 2 月に策定した交野市学校施設等管理計画に基づき、」として、新たな計画ができたことや、さらにその下の「令和元年に導入した IoT を活用した見守りシステムの利用を促進し、子どもたちの安心安全につながります。」とし、「オッタデ」を活用した見守りを実施していることをここに記載しております。

14 ページです。今回は平成 25 年度の状況をもとに表を作成していますが、今回は、令和元年 5 月の時点で、小・中学校の児童生徒数と学級数を予測した表へ置き換えております。

16 ページです。(3) 交野で学ぶ ①アンケートから ということですが、今回は、交野市学習到達度調査というアンケートから掲載をしておりましたが、これは平成 25 年度のものでありますから、今回は令和元年度に実施しました全国学力学習状況調査の地域とのつながりの部分をここに掲載しております。こちらも時点修正をしたものでございます。

17 ページ、第 3 章 学校教育ビジョン ですが、表の一番右側のところ、前回の「小・中学校の連携」というところから、「小中一貫教育」としてあります。

19 ページ以降の第 3 章において、すべて同じなんですが、表を前回までの審議をいただいた内容に置き換えてあります。従来のビジョンとは、「継続」「拡充」「新規」との記載の仕方が少し変わっておりますが、基本的に内容を変更したものではありません。続いて、5 ページからの説明をさせていただきます。

事務局

5 ページの 2.交野市の学校教育の現状と課題 から、交野市が推進する小中一貫教育を令和 2 年度から本格的に実施することで、未来を切り拓き、進化し続ける社会の中で活躍できる資質・能力を育成することを示しています。

(1)豊かな心を育む教育の推進 ①人権教育、道徳教育 では、教科化された道徳の授業を柱に、「ともに学び、ともに育つ」教育を今後さらに推進していきます。③生徒指導 におきましては、こ

れまで小中連携や小中一貫教育により、暴力行為が中学 1 年生で増加するなどの中 1 ギャップへの対応が進んだことを記述しておりますが、次の 6 ページの上段ですが、こちらでは携帯電話や SNS の普及などによる問題行為への対応として、問題が起こってからの指導ではなく、問題行動を起こさないような仲間づくりや集団づくりに取り組む、「成長を促す指導」が必要であることを記載しております。また、いじめや不登校につきましては、積極的に小・中学校が一貫性のある指導や相談を行うことの重要性を示しております。

④幼児教育と小・中学校教育の連携と接続 では、認定こども園や幼稚園と小学校のつながりだけでなく、小中一貫教育の観点からも、中学校との連携についても触れております。

⑤読書環境の充実 につきましては、すべての教科に共通した課題である読解力の向上のためには、読書環境の充実が必要であることを示しております。

(2)「確かな学力」の育成をめざす教育の推進 ①学力の向上、授業力の向上 では、9 年間を見通した小中一貫教育を推進する中で、小・中学校の教職員が共同してカリキュラムを作成したことを記載しております。また、今後はきめ細かな指導や ICT 機器の活用など、より効果的な指導方法について研究や実践を積み重ねることを示しております。

②障がいのある児童・生徒の自立支援 では、子どもの自立支援のために、校種間であったり地域や関係機関との情報共有をすすめる、合理的配慮の観点に基づき、一人一人の教育ニーズに応じた教育の充実に努めていきたいと考えております。

また、授業のユニバーサルデザイン化であったり、教育環境の整備を進めてまいります。

18 ページ、施策の柱 I からになります。先ほど説明がありました表の項目内容と、前回お示ししたのものからの変更点を中心にご説明させていただきます。なお、教育委員会の役割、学校の役割、地域の取組みは色を付けているところを、今後合うかたちに変更し

ております。

20 ページをご覧ください。特に変更点はございませんが、在日外国人教育の推進について、拡充していくことを全体にちりばめております。

21 ページでは、表の真ん中に小・中・高・支援連絡協議会の実施を新たに加えました。これは、交野市内にある高校や支援学校を有効活用するために、小・中学校と連携を強化し、児童生徒の交流や教職員研修を実施するなど、これまでの取組みをさらに拡充していくとの思いから、新設させていただいております。

22 ページです。表の一番下になりますが、前回、「携帯電話、ネットトラブル対策」としていたものを、現在「携帯電話の取扱いに関するガイドライン」を作成していることから、「ガイドラインに基づいた携帯電話、SNS対策」に変更いたしました。

その他、前回からの変更点はございませんけれども、家庭教育支援および不登校対策支援につきましては、家庭教育支援員を家庭に派遣することに加えて、不登校対策支援員を各中学校に配置する新たな取組みをスタートしたいと考えております。

24 ページです。表の一番上に新たな項目を起こしました。これは、幼稚園教育と小学校教育の円滑な接続を図る「交野市こ・幼・小連絡協議会の開催」を今後も継続することで、就学前の子どもたちの育みを小学校以降の義務教育につなげていきたいと考えていることから、新たに追加させていただきました。

28 ページ以降の施策の柱Ⅱです。29 ページからの(1)「新しい学び」の創造 については、新たな項目はございませんが、小中一貫教育の三本柱や、それぞれの中学校区の特色を生かしたカリキュラム「新たな科」の編成・実施を進めることを記載しています。また、主体的・対話的・深い学びを実現し、確かな学力を養うために、技術革新等を踏まえた ICT 機器の整備を行うことを示しております。

33 ページです。(2) 障がいのある子どもの自立への支援 については、こちらの項目に変更はございませんが、「ともに学び、と

もに育つ」を基本に、一人ひとりの障がいの状況や教育的ニーズに応じた合理的配慮を行い、関係機関との連携や個別の支援計画および個別の指導計画の作成・活用を行うことなどを示しております。

また、一人ひとりの障がいの状況や心身の発達に応じた教育を行うためには、様々な関係機関と連携していくことが必要になるため、35ページのように、こちらが分かるような表を入れさせていただいております。

36ページ以降の施策の柱Ⅲです。37ページの(1)教職員の資質・能力向上、39ページの(2)学校運営体制の確立についても、項目の変更はございませんが、39ページに示しております「コミュニティ・スクールの導入」や40ページになりますが、②教職員の働き方改革につきましては、新規としまして強化していきたいと考えているところです。

最後に41ページ以降の施策の柱Ⅳです。42ページをご覧ください。(1)健やかな体の育みについては、項目に変更はございません。43ページの(2)子どもの安全確保と危機管理体制の充実については、項目に「防災教育の推進」を追加しております。こちらは、昨年度の大阪北部地震をはじめ、大雨による被害など、いつ起こり得るかわからない災害等に対する防災教育に努めることを示しております。

また、教職員研修といたしまして、救命講習や応急手当なども関係機関と連携して実施することを記載しております。

説明は以上になります。

部会長

ありがとうございました。

委員のみなさま、ただ今の事務局からの説明や取りまとめの資料についても質問やご意見ありましたら、全体にわたって受付させていただきますので、ございませんでしょうか。

事務局

補足説明させていただいてよろしいでしょうか。

部会長 どうぞよろしくお願いいたします。

事務局 第3章に矢印がついていますけれども、これは新規・継続・拡充の書き方を前回お示しした資料とかなり変えております。

部会長 何ページでしょうか。

事務局 第3章ですので、19ページ以降です。

表が出ておりまして、「継続」「拡充」「新規」というような書き方をしているんですが、これにつきましては、前回お示しさせていただいた資料までは、これまで取り組んでいたけれども学校教育ビジョンに載せていなかったものについては、「新規」という書き方をしていました。今回は、それが基準ではなく、これまで取り組んでいたことに関しては、令和元年度以前で点線にしまして、令和2年度以降も「継続」ですけれども、改めて取り組んでいくということの意味での「継続」です。

「拡充」ということで太い矢印にしているものは、ある程度見えるかたちで何かしらあり方が変わっていくものです。新たに人をつけることや、研修であれば研修の対象者を拡充するなど、見えるかたちで大きく広げていくものに関しては「拡充」という書き方をさせていただいており、前回の資料とはそこが少し変わっています。

部会長 ありがとうございます。足早に説明があったので、前回の資料と今日の説明内容が、どこが変わったか、なかなかいっぺんに確認するのはしんどいと思うんですけれども。

何か他にご質問ございませんでしょうか。

委員 17ページの第3章学校教育ビジョンの表の部分、このページの理念・基本目標を達成するために、右側に書いてある観点「学校・家庭・地域による協働体制の構築」ということを手段として左側の理念・基本目標を達成するということを書きいただいているので

大変よくわかりやすいと思うんですが、表現を揃えるという意味になるかもしれないんですが、小中一貫教育は実際今も実施していますけれども、これが今、充実になるのか、推進になるのか、深化になるのか、表現はわかりませんが、それを柱として続けていくということを通して、左側のことを達成するのかな、と思います。なので小中一貫教育をどうするのか、という言葉を下に足されるのもひとつ方法なのかな、というふうに思いました。

部会長 事務局、今のご質問いかがでしょうか。

事務局 その方向でいくと、「充実」というようなことを入れる検討をさせていただきます。

部会長 よろしいでしょうか。

委員 はい。ありがとうございます。

部会長 他にご質問ございませんか。

委員 このビジョンの中ではコミュニティ・スクールありきのようなかたちで書かれているんですけども、導入の検討の言い方と、コミュニティ・スクールありきみたいな表現があるんですけども、どのように捉えたらよろしいでしょうか。

部会長 13 ページの①特色ある教育活動 ですね。「今後はコミュニティ・スクールの導入に向けた取組みを進め」というようなこのあたりのことですね。

事務局 コミュニティ・スクール、いわゆる学校運営協議会制度の導入につきましては、現在導入に向けた検討を進めているところですので、正しくは「導入に向け検討」というところです。ただ、めざす

べきところは、コミュニティ・スクールでございますので、それを目標としながら検討をすすめていっております。

事務局

コミュニティ・スクールにつきましては、基本的には今後導入していく方向では考えております。なので、導入ありきという方になると少し違うんですけども、どうかたちで導入すると、一番いいのかという。導入するという前提で、その方向を今後考えて、取り組んでいくということで読んでいただければ、と思います。

委員

現状とはまた違うかたちになると思うんですけども、コミュニティ・スクールが充実するというか、機能するためには、やはりコーディネーターの育成が不可欠かなと思うんですけども、それについては、44 ページの部分から読み取ればいいという感じなんでしょうか。現状、はっきり言わせていただくと、もう一つ機能していないというか、そういったところがあるので、コミュニティ・スクールを導入するとしたら、やっぱりコーディネーターの育成というところが不可欠になるかと思っておりますので、何かもう少し踏み込んだかたちで、44 ページにあらわれると、より思いがあらわれるのではないかと思いますので、また少し検討をお願いできたら、と思います。

事務局

この表の一番上の項目、「地域学校協働本部の充実」の中に「コーディネート機能の強化」というような文言を入れさせていただいております。当然、コミュニティ・スクールの中にはコーディネート機能が必要になってきますので、現状の課題を把握しながら、その中で強化を図っていきたいと考えています。

部会長

委員のみなさんの中で、コミュニティ・スクールというのはどういう形態のもので、どういう機能を持っているのかは、みなさんご理解いただいているでしょうか。

事務局、簡潔にコミュニティ・スクールの目標とか形態、組織に

ついて説明いただけたら。

事務局 簡潔に言いますと、学校の中に学校運営協議会というものを置きまして、学校運営協議会の委員さんに向けて校長が学校の運営方針などの説明をして了解を取って、一定運営委員さんにも学校運営の責任を持ってもらうというもので、地域と学校の管理職と一緒に運営していこうというものです。

地域の方にも学校をいろいろ支援していただくにあたって、学校のカリキュラムのことも理解していただき、「これをやることで子どもたちにどんな効果があるのか」というのをきちんと理解したうえで、一緒に学校運営をしていこうというものです。

委員 その中のコーディネーターというのが。

事務局 コーディネーターの方の役割というのは、今でも学校にたくさん地域の方に入っているんですけども、いろんな特技を持っておられる方や、こんなことができるよ、という方がおられるんですけども、それを学校の授業や行事の中に収まるように、やりたい人がやりたい時にやるのではなく、これは今、子どもたちにこういう力をつけるために必要なですよ、という学校の流れや授業のことを分かっていただいた方が、一定このタイミングでどうですか、というようなコーディネートをしていただくというような。

委員 それが今あまり充実していないというようなことですか。

委員 もっとできるんじゃないか、という。学校の思いと地域の思いがつながるとい。ちょっとずれてる場合もあるので、そこをうまくつなげていただくと、より機能的に、効果が上がると思うので、お願いしたいと思います。

部会長 委員、PTA 協議会、PTA の現場で一般的には、こういう言葉は

あまり出てこないですか。

委員 あまり出てこないですね。ただ、コーディネーターというのはよく聞くんです。

部会長 何をコーディネートするのか、というところですね。
 コミュニティ・スクールというひとつの大きな目標という話は。

委員 そういうのはあまり出てこないですね。なので知らなくて。コーディネーターは何人かいらっしゃるというのは聞いたことがあるし、お会いしたこともあるので、お話は聞くんですけれども。

部会長 委員、学校現場ではコミュニティ・スクールを議論・協議する、
 いろんなコメントを出し合うというような機会は。

委員 当然、学校の中でも社会に開かれた教育課程を実現する、ということですので、評議員さんだったり、地域のみなさんのご意見をいただいておりますけれども、今おっしゃられたように、コミュニティ・スクールを実現するとなると、そこで承認いただかないと学校運営を進めていくことができない、認められないということでも重いものだと思いますので、そのあたりの議論といいますか、理解がまだ進んでいないかなと思います。

部会長 これから時間をかけてもう少しコミュニティ・スクールの内容と
 詳細が、どういうことをしているか、どういう形態なのか、その中のメリット・デメリットを議論する機会も必要なのかな、と思います。
 今の段階では。

 他にご質問いかがでしょうか。

委員 今のコミュニティ・スクールなんですけれども、数字が書いてあったので、どこかで解説されるんだろうなと。今説明をいただきま

したけれども、39ページの表の中では、コミュニティ・スクールの導入＝学校運営協議会制度の導入ということになっておりますけれども、私の理解の中では、だったら「学校運営協議会制度の導入」を項目として出せばいいのであって、本来は、コミュニティ・スクールはもう少し大きくとらえてないのかな、と疑問に感じました。

昨日、「かたの あしたのがっこう」に参加し、コミュニティ・スクールについてもお聞きしたんですけども、そこには、こんど施設一体型小中一貫校ができるにあたって、地域として何ができるか、何がしたいか、ということをも市民の立場で話をするという催しでしたので、かなり地域で子どもたちと共にいろいろしている方たちも、空手の方であるとか、お花を教えるよとか、文学の活動で子どもたちと接しているというような方も来られていて、そういう方たちが一緒になって、その施設を中心に活動できたらいいね、子どもたちの教育、育ちにも関わればいいね、という感じでお話をされていたんですけども、コミュニティ・スクール＝学校運営協議会となってしまうと、そこに入っている委員さんだけのものみたいに。実際に昨日の話の中で、学校施設を使って教室をされている方が、非常に使いにくい状態になりつつあると。かつては、もう少し直接学校の管理職の方と話して使える日や内容の話ができたのが、非常に今使いにくいと、そういう話も実際に聞きましたし。あと、実際に催しの中で、学校施設使用条例というのが、運動施設以外の貸し出しができないような条例になっているということを初めて私も知りまして、他市で、音楽室を音楽関係の団体が練習に使わせてもらっていたり、家庭科室も地域の人たちが使っているという事例もそのときに挙げられていたんですけども、非常に学校側が、管理運営の立場からなんでしょうけれども、あまり地域に自由に開いていないんだな、という状態があるのを知ったんです。

コミュニティ・スクールという考え方を私もちゃんと定義できないですけども、ちゃんと充実させていこうと思えば、もっと地域と色んな活動している方にも開いていける。今は、学校があって、

そこに来るなら来させてあげてもいいよ、というような感じを受けるわけです。ではなくて、対等な立場で、学校と地域の方とが、子どもたちを真ん中にして、話をしながら、地域全体で子どもの育ちを見守ろうね、みたいなシステムになるために、もっと充実とか導入とかを考えてほしいな、というのが。

それをどのあたりに書かれたらいいのかということか今ぱっと見では分からないんですけども、ざっと今解説を聞かせていただいた中では、少しそこに疑問を感じてしまったということです。

事務局

コミュニティ・スクールという言葉なんですけれども、抽象的な意味合いでのコミュニティ・スクールととらえがちなんですけれども、国のほうでは、学校運営協議会を設置している学校をコミュニティ・スクールと呼ぶ、という趣旨の定義がまずあるんです。

委員がおっしゃっているのは、地域で子どもを育てるという意味の抽象的なコミュニティ・スクールということで使われているかもしれませんが、今ここで書かせていただいているのは、学校運営協議会が設置された学校ということで書かせてもらっています。

学校運営協議会の説明ですけども、今は、学校を支援する人と学校の管理職が話をし、色んなことを手伝ってもらっていますけれども、学校運営協議会となりますと、学校運営そのものに関わってくださる、そこに入っていただくのがコーディネーターと言うんですけれども、そこが中間になって、実際に学校を支援する人のパイプになるんです。学校ではこんなことが必要で、では、こういう団体がいらっしゃるので、こういうので来てもらったらいいですよ、というような。ですから、さっきの説明でもあった、コーディネート機能が重要なんだということなんです。ですので、地域も一緒になって子どもたちを育てる新しいかたちというふうに考えていただければいいのかな、と思ってるんです。

ただ、これを検討していかないといけない部分というのは、国の定義では、人事権をここで議論するんだ、ということもあるんですが、それは県などによって、独自のコミュニティ・スクールを定

めていっているんです。交野にふさわしいコミュニティ・スクールというのはどういうかたちか、ということは今後検討していきたい。ただ、地域と一緒にあって子どもを育てるということは変わらないと思ってますので、コミュニティ・スクールに取り組む、ということで書かせていただいています。

委員 そうすると、私が思っていた抽象的なニュアンスのコミュニティ・スクールまで広げていかれるような希望はあるというように思っているんでしょうか。

事務局 地域の方も入るということですので。

委員 コーディネーターも入るということですね。

事務局 場合によっては、複合利用なんかは、その中で運営することも考えられますし。

委員 そこから、条例はそれ以上動かないので、そこを変えていくような働きかけもできるかもしれない、ということですか。

事務局 ある意味、子どもたちのためのコミュニティ・スクールという部分と、地域の方が集まれる学校を複合的に使っていくという 2 面があると思うんですけども、そこはまた議論していきたいと思っています。

部会長 ありがとうございます。
他にいかがでしょうか。

委員 最後の 44 ページの「コーディネーターボランティアが活動しやすい」というところで、「コーディネーターボランティア」という言葉があるんでしょうか。

事務局

「コーディネーターやボランティア」です。

委員

9ページの食育のところですが、下から2行目の、「和食を通じてバランスの良い食事を」というところで、思いは分かるんですけども、和食の位置付けというのが。他に食育のところの説明があるのかと思っているんですけども。

和食の定義ということではないんですけども、これだけ聞くと、和食だけがすごくバランスがよくて、和食を推進していくよ、というように聞こえるんですが、誤解を招かないようにしておいた方がいいかと思って。

事務局

和食を通じて、食育を、という流れですが、給食につきましては、各市町村も、和食を通じて栄養バランスの良い食事を家庭に啓発しています。これは、国を問わず料理の組み合わせを考える時には、主食、主菜、副菜、を意識して組み合わせ考えてみましょうという観点から、入れさせていただいています。

委員

個人的には和食大賛成なんですけれども、人権の中でも、在日外国人教育という部分があったり、多様性というところがある中で、和食だけをここでぽんと出して、先ほどおっしゃったように、誤解がないかな、というのは心配されます。

委員

もちろん、和食にいろんな良さがあることは私も重々分かっているんですが、やっぱり、グローバルになっていく中で、そうは書いてられないんでしょうが、和食だけが、みたいな感じにならない表現がいいかなと。その良さを生かして。

事務局

和食だけがという考えはございません。栄養士も含めて、和食の良さを通じて、一汁二菜の主食、主菜、副菜のバランスの良い食事を基本に、バライティに富んだ給食を目指しています。

ただ、委員が言いますように和食だけが、みたいな感じにならないようにしていきたいと思います。

部会長 文言を少し工夫した方がいいかもしれないですね。強調されてるように感じる人もいるかもしれない。

事務局 和食の良さを伝えるというのは、それは一つの食育で、それが全体になってるような部分があるということですね。

部会長 少し文言を考えていただいて。

委員 食のことで少し思っていたんですけども、前のところで、破線の上ですけども「食を通じて地域等を理解すること」というようなことがあって、地域というのが、各地域になっているのかもしれないですけども、実際給食には地元の食材も使われるようになっていて、割と今の交野市の産業を知る機会みたいになっていて、先日、健康福祉フェスティバルでも見せてもらったんですけど、そういうこともやっているんだなと思って、それはすごくいいなと思ってみていたんです。各地域の、というと、たくさんの地域や多様性につながるということですけど、自分たちの足元の交野市の地域を理解するということをやわざははずす、というのがどうなのかな、と。せっかくなら、それも入れておいていただけたら、と感じました。

事務局 今、委員がおっしゃったように、交野市の地場野菜をまず提供できるような献立を考えております。また、各地域というのは、給食献立については、191回の給食がございますので、その中で給食を通じて、伝統的な食文化を伝えて行くのは、交野だけというのはなかなか難しいと考えまして、各地域というふうに書かせていただいております。ただ、できるだけ交野市の地域の理解については、常に考えているところでございます。

委員 そういう意味ではなくて、交野市のことも、あえて入れていただきたいかな、という。

事務局 今のご意見は、地場産野菜なんかを積極的に使ってるんだから、そういうことも入れてほしいということですね。

委員 そうですね。どのくらい交野で作られているのか、とか、どんなものがよく採れるのか、というのが自然に自分たちの身近なところで学べれば。

部会長 給食運営委員会という組織があって、基本的には地産地消を目指してくださいと。ただ、コストの問題があるので、交野の産物が多少コストが高いということで。いつも給食センターのスタッフがなるべく交野のものを安く仕入れたいということで動いていただいていることは、十分理解しています。

委員 私もかつて給食関係の委員会に所属したことがありまして、その時かなりそういう意見も出たんですが、コスト面とか、安定的な収穫ができないということで、却下されたという覚えがあるんです。給食センターも見学に行かせていただいて、かなり最近はいろいろと交野の食材が使われてるんだな、というのを非常にいいな、と思ってみていたものですから、そこを大事にしていただけたら、と思います。

部会長 他にご質問がなければ、今回の審議会は、以上で。
いろいろご意見が出たものを取りまとめの参考にさせていただいて、次回第4回の専門部会で反映していただきたいと思います。